

三輪緑山スポーツ広場運用細則（第12条補則）

H16. 3. 20制定

H23. 6月一部改定

H25. 9月一部改定

H26. 12月一部改定

1. 近隣住民への騒音対策より次の点に特にご注意してください。

① 草刈に当って次の事項を厳守してください。

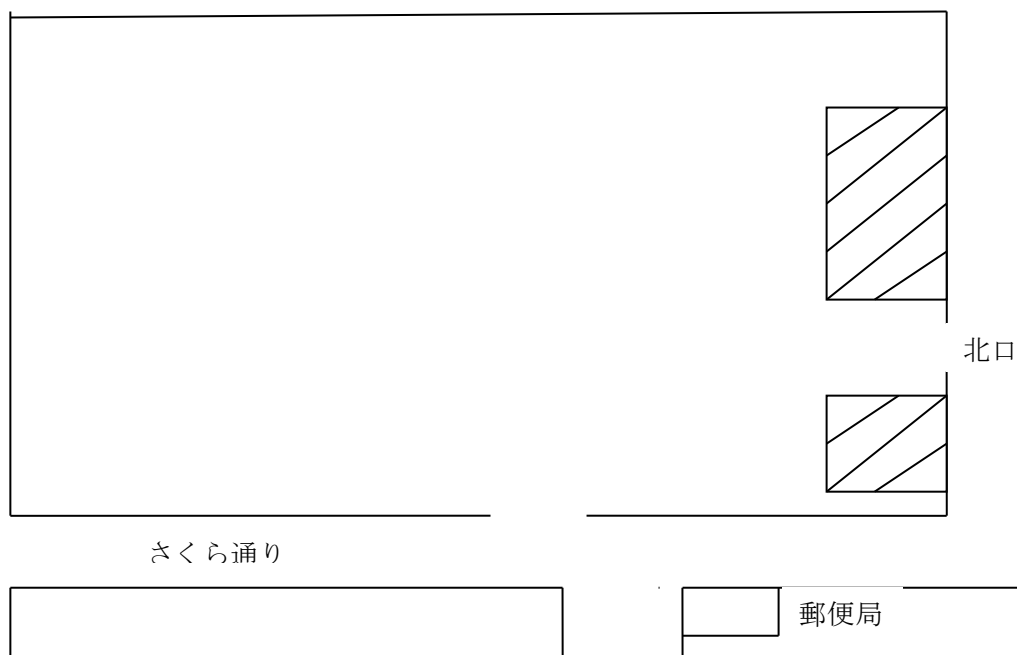
- ・ エンジン音の大きい草刈機の使用を避けること。
- ・ エンジン音のする草刈機を使用する場合、草刈実施の1週間以上前に実施日実施時間を三輪緑山自治会に届け出ること。この場合、実施時間は、8時から11時までの1日3時間を限度とする。原則として、届出どおりに作業することを認めますが、例外的に変更していただく場合もあります。

② チームの指導に当っては、できるだけ近隣住民への喧騒による不快感をあたえぬよう配慮してください。

③ 定められた時間外に使用する場合は、事前に三輪緑山自治会に届け出ること。また、その場合、準備作業を含めたスポーツ広場内での活動は、行わないこと。荷物の搬出入、移動のための人員の集散を行う場合は、騒音等により近隣住民への迷惑をかけることが無いようにすること。

④ 冬季及び前後の時季に於いて、照明を使用する場合は、近隣住民に不快感をあたえぬよう配光、照度ならびに騒音を発しないよう配慮すること。

2. 自動車は、下図の斜線内に整列駐車してください。



① 周辺の道路には、絶対に駐車しないでください。

- ② フィールド外を通行してください。サッカーコート・野球グラウンド内は、通行しないでください。
3. ごみは、持ち帰ること。
 - ① 草刈実施時の草も含めて全て持ち帰ること。
 - ② 溝の清掃、フェンスのつる草取りも行うこと。
 - ③ スポーツ広場に放置されたままの用具、物品も回収してください。
4. 利用時間は厳守してください。第3日曜日は、一般開放日のため一切利用できません。但し、第5項③で定めた事前申請を行い、認められた場合はその限りではない。
5. スポーツ広場にある設備（ベンチ、サッカーのゴール等）は、利用者の責任において維持、管理をしてください。
6. 使用后（特に雨上がり後）は、トンボを使って利用者の責任で整備すること。
7. 最後の退出者は、入り口を閉め、鍵をかけること。
8. トイレは、中央公園のものを利用してください。

以上の事項を守らないときは、今後の利用を認めないことがある。

平成26年12月10日改定箇所

1. ①-4行目

- ・ エンジン音のする草刈機を使用する場合、草刈実施の1週間以上前に実施日実施時間を三輪緑山自治会に届け出ること。この場合、実施時間は、1日3時間を限度とする。原則として、(略)

実施時間は、の次に 8時から11時までの を挿入

- ・ エンジン音のする草刈機を使用する場合、草刈実施の1週間以上前に実施日実施時間を三輪緑山自治会に届け出ること。この場合、実施時間は、8時から11時までの1日3時間を限度とする。原則として、(以下同文)

1. ④ 追加

- ④ 冬季及び前後の時季に於いて、照明を使用する場合は、近隣住民に不快感をあたえぬよう配光、照度ならびに騒音を発しないよう配慮すること。